(七)　児童福祉法（昭和二二年法律第一六四号）第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業（同条第五項に規定する居宅訪問型児童発達支援若しくは同条第六項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業又はこれらのみを行う事業を除く。）、同法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業、同条第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第七項に規定する一時預かり事業、同条第九項に規定する家庭的保育事業、同条第一〇項に規定する小規模保育事業、同条第一二項に規定する事業所内保育事業及び同条第一三項に規定する病児保育事業の用に供する施設、同法第七条第一項に規定する児童福祉施設並びに同法第五九条第一項に規定する施設（同法第六条の三第一一項に規定する業務を目的とするものを除く。）

(八)　母子保健法（昭和四〇年法律第一四一号）第二二条第二項に規定する母子健康包括支援センター

(九)　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成一八年法律第七七号）第二条第六項に規定する認定こども園

(一〇)　法務省設置法（平成一一年法律第九三号）第八条第一項に規定する少年院及び少年鑑別所

2　この政令は、健康増進法の一部を改正する法律（平成三〇年法律第七八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成三一年七月一日）から施行するものとすることとした。

◇健康増進法施行令及び消費者庁組織令の一部を改正する政令（政令第二八号）（厚生労働省）

一　健康増進法施行令（平成一四年政令第三六一号）の一部改正（第一条関係）

1　喫煙目的施設の要件は、次の各号のいずれかに該当することとすることとした。

(一)　施設の屋内の場所の全部の場所を専ら喫煙をする場所とするものであること。

(二)　施設を利用する者に対して、たばこを販売する者によって、対面によりたばこを販売し、当該施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とし、併せて設備を設けて客に飲食をさせる営業（通常主食と認められる食事を主として提供するものを除く。）を行うものであること。

(三)　施設を利用する者に対して、たばこ又は専ら喫煙の用に供するための器具の販売（たばこの販売にあっては、たばこを販売する者によって、対面により販売している場合に限る。）をし、当該施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とするものであること（設備を設けて客に飲食をさせる営業を行うものを除く。）。

2　帳簿を備えることを要する喫煙目的室設置施設は、1の(二)又は(三)に掲げる要件に該当する施設とすることとした。

3　望まない受動喫煙を防止するための措置に係る適用除外の場所は次のとおりとすることとした。

(一)　健康増進法（平成一四年法律第一〇三号。3の(二)において「法」という。）第二八条第一一号に規定する旅客運送事業鉄道等車両又は同条第一二号に規定する旅客運送事業船舶の客室（宿泊の用に供する個室に限る。）の場所

(二)　宿泊施設の客室（個室に限る。）の場所（法第四〇条第一項第二号に規定する場所を除く。）

二　消費者庁組織令（平成二一年政令第二一五号）の一部改正（第二条関係）

所要の改正を行うこととした。

三　施行期日

この政令は、健康増進法の一部を改正する法律（平成三〇年法律第七八号）の施行の日（平成三二年四月一日）から施行するものとすることとした。

政　令

日本中央競馬会の平成三十一事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年二月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十六号

日本中央競馬会の平成三十一事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令

内閣は、日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十九条の二第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

日本中央競馬会の平成三十一事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の政令で定める割合は、百分の百とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（日本中央競馬会の平成二十九事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令の廃止）

2　日本中央競馬会の平成二十九事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（平成二十九年政令第三十一号）は、廃止する。

農林水産大臣　**吉川　貴盛**

内閣総理大臣　安倍　晋三

健康増進法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年二月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十七号

健康増進法施行令の一部を改正する政令

内閣は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十五条の四第四号イの規定に基づき、この政令を制定する。

健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第三条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

（特定施設）

第三条　法第二十五条の四第四号イの政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一　学校教育法（昭和二二年法律第二六号）第一条に規定する学校（専ら同法第九十七条に規定する大学院の用途に供する施設を除く。）、同法第百二十四条に規定する専修学校（二十歳未満の者が主として利用するものとして厚生労働省令で定めるものに限る。）及び同法第百三十四条第一項に規定する各種学校（二十歳未満の者が主として利用するものとして厚生労働省令で定めるものに限る。）

二　防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十四条に規定する防衛大学校及び防衛医科大学校

三　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第二号に規定する職業能力開発短期大学校、同項第三号に規定する職業能力開発大学校及び同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校

四　国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第百九十九号）第十二条第一項第五号に掲げる業務に係る国立研究開発法人水産研究・教育機構の施設

五　独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）第十一条第一項第一号に掲げる業務に係る独立行政法人海技教育機構の施設（二十歳未満の者が主として利用するものとして厚生労働省令で定めるものに限る。）

六　高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第十六条第六号に規定する施設

七　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第三十三条の二に規定する陸上自衛隊高等工科学校

八　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第百九十二条に規定する航空保安大学校並びに同令第二百五十四条に規定する海上保安大学校及び海上保安学校